

2024年12月2日

東京都港区赤坂二丁目14番11号  
株式会社 BALM  
代表取締役 和泉 伸二

### 民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ

弊社は、本日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同日付で、同裁判所より、弁済禁止の保全処分及び監督命令が発令されました。同監督命令により、瀬戸英雄弁護士（LM 虎ノ門南法律事務所）が監督委員に選任されましたので、併せてご報告申し上げます。

弊社のお客様、債権者の皆様、そして関係者の皆様に、ご心配をおかけすることになり、心よりお詫び申し上げます。

弊社は、2024年5月に、株式会社 WECARS（当時の商号：株式会社ジェイ・ケイ・エイチ）に対して、弊社が従前営んでいた中古車・新車販売及び車両買取や車検・一般整備及び钣金塗装、損害保険代理店その他一切の事業を吸収分割により承継済みですが、弊社の債権者の皆様への弁済計画を策定する上では、未確定な潜在債務を確定させる必要がございます。

弊社は、上記吸収分割後も約半年間、未確定な潜在債務の確定を図るべく、調査・協議等を行って参りましたが、残念ながら潜在債務の確定には至っておりません。他方で、弊社の債権者の皆様への弁済計画を早期に策定する必要があるところ、上記状況を継続した場合には、合理的な期間内に、弁済計画を策定できないことが懸念されました。

かかる状況の中で債権者の皆様に任意の弁済を継続した場合、過去の自動車修理等におけるお客様等を含む債権者の皆様に対する弁済が長期化するおそれがあり、債権者の皆様全体の利益を損ねる結果ともなりかねないと考えました。

そこで、弊社は、裁判所及び監督委員の関与の下、公正かつ衡平な形で潜在債務の確定を図り、債権者の皆様への弁済を早期に行うための計画を策定することがもっとも適切であるとの判断に至り、この度、民事再生手続開始の申立てを行うことを決断した次第です。

なお、弊社の債権者の皆様に対しましては、別途個別に民事再生手続に関するご案内等をお送りさせていただきますので、詳細については、そちらのご案内等をお読みいただけますよう、お願い申し上げます。

また、弊社の 2024 年 11 月 20 日付「お客様の被害回復に関する今後の対応について」（以下「前回ニュースリリース」といいます。）でお知らせしたとおり、弊社の過去の自動車修理に関する不適切な行為によりお客様に生じた損害につきましては、弊社にて実額補償をさせていただく方針に変わりはありません。弊社は、前回ニュースリリースでお知らせした被害回復方法の類型に従い、今後、お客様に個別のご連絡を差し上げる予定です。

また、弊社の過去の下請法違反行為により損害が生じた下請事業者様につきましても、引き続き弊社にて下請事業者様の利益回復措置を実施して参る予定です。

今後、弊社は、裁判所及び監督委員の監督の下で、お客様への被害回復に取り組みつつ、潜在債務の確定を図り、債権者の皆様への弁済計画を策定、遂行して参る所存でございますので、関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜れますよう、伏してお願い申し上げます。

以 上